

○須高行政事務組合指定管理者候補選定審査会条例

(平成25年10月31日)

須高行政事務組合条例第3号)

(設置)

第1条 須高行政事務組合における指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の公募に際し、指定管理者の候補を公正かつ公平に選定するため須高行政事務組合指定管理者候補選定審査会を設置する。

(指定管理者候補選定審査会条例に関する規定)

第2条 須高行政事務組合指定管理者候補選定審査会条例については、須坂市指定管理者候補選定審査会条例（平成21年9月30日条例第20号）の例による。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年11月1日から施行する。
(須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する条例の一部改正)
- 須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「情報公開・個人情報保護審査会委員」を

「情報公開・個人情報保護審査会委員
指定管理者候補選定審査会委員」に改める。